

杉並区社会福祉法人設立認可審査委員会設置要領

平成25年3月28日
杉並第68385号

(目的及び設置)

1 この社会福祉法人設立認可審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める社会福祉法人(社会福祉施設整備費補助対象を除く。)を認可するに当たり、社会福祉法人の適格性等について審査することを目的とする。

(審査基準)

2 審査は、別紙1のとおりとする。

(審査委員会の構成)

3 審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 保健福祉部長
- (2) 総務部総務課長
- (3) 保健福祉部管理課長
- (4) 各事業所管課長(ただし、社会福祉法人設立の目的事業を所管する課長とする。)

なお、上記のほか審査に必要な職員を出席させることができる。

(委員長)

4 審査委員会に委員長を置き、保健福祉部長をもって充てる。

(招集)

5 審査委員会は、委員長が招集する。

(非公開)

6 審査委員会及び審査委員会資料は、原則非公開とする。

(開催時期)

7 審査委員会は、必要の都度開催できるものとする。

(審査表)

8 審査委員会は、各事業所管部において調査した結果を記入した別紙様式1「社会福祉法人設立認可審査表」により審査する。

(事務局)

9 審査委員会における事務局は、保健福祉部管理課とする。

(委任)

10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。